

## 【雇用調整助成金（休業等）支給申請書記載例（休業・教育訓練の場合）】

様式特第7号申請書（新型コロナウイルス感染症関係）

※ 連続判定基礎期間（2判定基礎期間（2か月分）又は3判定基礎期間（3か月分））とした場合であっても、各判定基礎期間ごとに、それぞれ申請書を提出してください。（ただし、2か月目又は3か月目の判定基礎期間については、この様式の別業に、①の(6)欄、②欄及び③欄のみの記入）。

### 雇用調整助成金（休業等）支給申請書

雇用調整助成金（休業・教育訓練）の支給を受けたいので、裏面記載の注意事項を了解し、次のとおり申請します。  
なお、この申請書の記載事項に係る確認を安定所（労働局）が行う場合には協力します。

令和2年 5月 15日

事業主  
又は  
代理人 住所 〒 123 - 4567  
名称 ○○工業株式会社  
氏名 代表取締役 労働 太郎

事業主の印

申請者が代理人の場合、上欄に代理人の記名押印等を、下欄に事業主の住所、名称及び氏名の記入（押印不要）を、申請者が社会保険労務士法施行規則第16条第2項に規定する提出代行者又は同令第16条の3に規定する事務代理者の場合、上欄に事業主の記名押印等を、下欄に申請者の押印等をして下さい。

東京 労働局長 殿  
飯田橋 公共職業安定所経由)

事業主又は  
(提出代行者・事務代理者) 住所 〒 -  
社会保険労務士 名称  
氏名

賃金締切日が毎月一定の期日で定められている場合、○で囲み日付を記入してください。

判定基礎期間ごとに提出し、判定基礎期間の末日の翌日から起算して2か月以内に提出してください。

対象労働者は、休業等を実施する事業所の雇用保険の被保険者です。  
ただし、解雇を予告された被保険者、退職願を提出した被保険者、事業主による退職勧奨に応じた被保険者及び日雇労働被保険者等を除きます。

休業規模が大企業事業主の場合は3.3 (1/30×100)、中小企業事業主の場合は2.5 (1/40×100) 以上であれば助成対象となります。

支給を受けようとする助成金額(4)と(5)の合計の金額を記入してください。

① 休業等実施事業所	(1) 名称 ○○工業株式会社		(2) 所在地 〒 123 - 5678 東京都○○区○○4-5-6		※大・中小
	事業所番号 1234-567890-1 労働保険番号 13101654321-000		電話番号 03 - 1234 - 6789		
② 休業等の規模	(3) 事務担当者職氏名 総務部長 厚生 花子		(4) 事業の種類 合板（ベニヤ板）製造業 産業分類（中分類） 16木材・木製品製造業		
	(5) 賃金締切日 a毎月（末）日・bその他（ ）		(6) 対象労働者数（裏面記入要領2参照） 5 人		
③ 助成額の算定	(1) 月間休業等延日数 (様式特第8号の(8)①②の日数計) 27 人・日		(2) 月間教育訓練延日数 (様式特第8号の(8)③) 2 人・日		(3) 月間休業等延日数 [(1)+(2)] 29 人・日
	(4) 月間所定労働日数 105 人・日		(5) 月間平均所定労働日数 [(4)÷①(6)] (小数点第2位以下切り捨て) 21 日		(6) 休業規模 [(3)÷(4)×100] (小数点第2位以下切り捨て) 27.6
④ 方支払	(1) 助成対象となる月間休業等延日数 (様式特第8号の(8)①②の日数計) 27 人・日		(2) 助成対象となる月間教育訓練延日数 (様式特第8号の(8)③) 2 人・日		(3) 助成対象となる月間休業等延日数 [(1)+(2)] 29 人・日
	(4) 支給を受けようとする助成金額（休業） (様式特第8号の(11)④の欄) 100,872 円		(5) 支給を受けようとする助成金額（教育訓練） (様式特第8号の(11)⑤の欄) 13,588 円		(6) 合計額 [(4)+(5)] 114,460 円
④ 国庫金振込（取引金融機関店名）： ××銀行 / 支店名 飯田橋支店 口座名義（フリガナ） ○○工業（マルマルコウギョウ） 口座の種類 普通 口座番号 197843					
*判定基礎期間 令和2年 4月 1日～令和2年 4月 30日					
※ 労働局 処理欄	[G] 労働保険料の滞納状況 (システムから確認)		[H] 過去の不正受給	[I] 労働関係法令違反の有無	
	●助成金支給番号		●支給決定年月日 年 月 日		
※ 安定所 処理欄	区分	[A] 判定基礎期間 助成対象休業等延日数	[B] 判定基礎期間 暦月末日対象労働者数	[C] [A]÷[B]	[D] 前判定基礎 期間後残日数
	休業等助成金 教育訓練分助成金	人・日	人	日	日
[F] 支給判定金額		(休業) 円	(教育訓練) 円		
安定所決裁欄		(所長)	(部長・次長)	(課長・統括)	(上席・係長)
		(職業指導官)	(担当)		

本様式は自動計算機能が付いているので、この機能を使用する方はピンク色のセルのみ入力してください。  
(黄色のセルは算定書から起動入力されます)  
(青色のセルは自動計算されます。)

裏面がありますので、必ず支給申請書の裏面を読んだ上で申請してください。

(※) 中小企業事業主とは、

小売業（飲食店を含む）	資本金 5,000万円以下又は従業員 50人以下
サービス業	資本金 5,000万円以下又は従業員 100人以下
卸売業	資本金 1億円以下又は従業員 100人以下
その他の業種	資本金 3億円以下又は従業員 300人以下

をいい、大企業事業主とは中小企業事業主に該当しないものをいいます。